

7. 3DCG・造形の医療や 裁判員裁判での活用

瀬尾 拡史 株式会社サイアメント代表取締役・医師

2009年8月に行われた裁判員裁判第1号事件は、日本中のマスコミが大きく取り上げ、NHKでは1時間ごとに中継するほどであった。この第1号事件では、被害者の傷の状況を説明する14枚の3DCG証拠画像が補助資料として使用されたが、この画像を制作したのが、当時、東京大学医学部医学科5年生であった筆者である。東京大学法医学教室の吉田謙一教授の監修の下に制作した。当時はAiは用いず、鑑定書の記載および司法解剖中の写真などを基に、市販されている標準の3DCG人体データをカスタマイズすることで実現した。

「それでは作り物ではないか！」と批判

されてしまうかもしれないが、本件証拠画像は吉田教授をはじめ、司法解剖に携わった先生方に細かくチェックしていただき、かつ公判前整理手続にて検察側・弁護側双方から承諾を得た上で実際の裁判内で利用されており、客観性や中立性は保たれていると理解している。

仮にAiからの3DCG再構築を行うとしても、補助資料としてのわかりやすい3DCG画像が必要とされる場合には、手作業による修正が加わることは避けられないだろう。例えば図1は、ある事例で筆者が以前制作した3DCG画像であるが、凶器によって切断された頸部の血管は本来の位置にはなく、多少なりともゴムのよう

に縮んでいる。遺体の損傷度合いがある程度強ければ、あるいは腐敗が進行している場合などにも、Ai画像を手作業にて補完する必要がある。そもそも、凶器が刺さった状態で解剖されるわけではなく、これも解剖所見や法医学者の経験などから状態を推測している。

ボタン1つで完成するような簡単な作業ではなく、事件ごとに相当な手間暇をかけて制作することになり、当然ながら制作コストも無視できないものとなる。それもあつてか、裁判員裁判第1号事件以来、裁判員裁判用の3DCG画像の制作依頼は、筆者には1回もない。

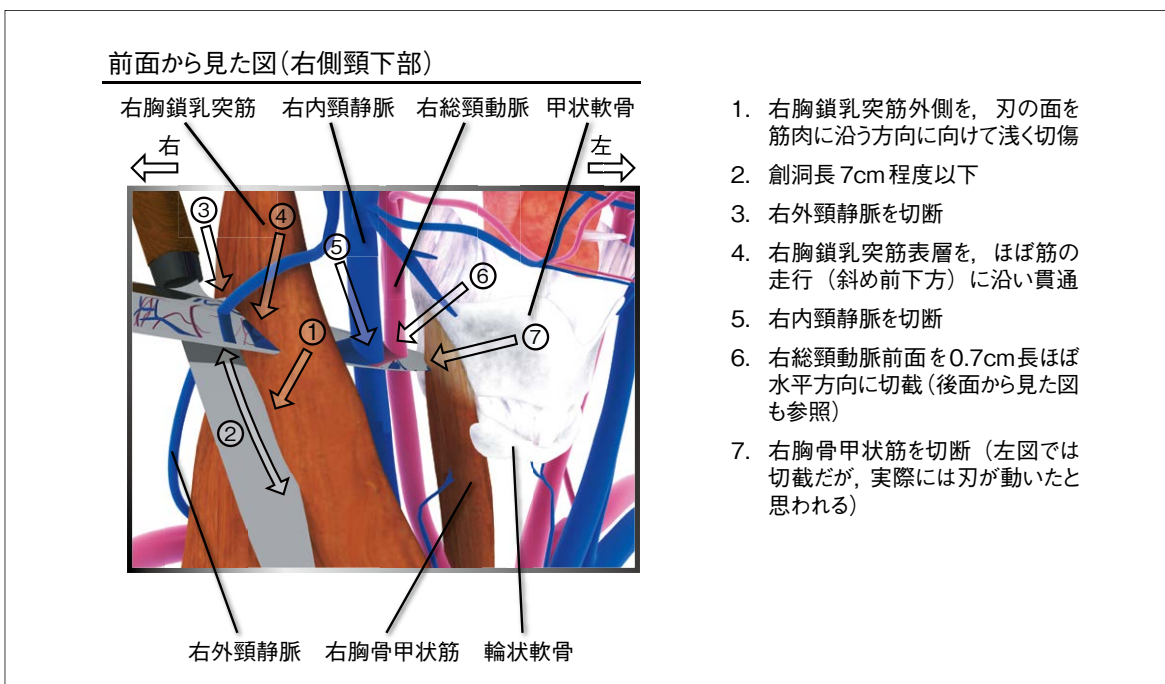


図1 鑑定書に添付したある事例の画像